

報告事項が2件ございます。

第1件目の4月25日及び5月27日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、4月25日に開催された平成31年度第1回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が3件あり、主な連絡事項2件について報告いたします。

1件目は、住宅政策本部から「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例の概要」について説明がありました。

この条例は、良質なマンションストックの形成等を図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するために制定されたもので、マンションに関わる者の責務、管理組合による管理状況の届出及び管理状況に応じた助言・支援等について規定しています。このうち、令和2年4月1日に施行する「管理状況届出制度」については、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例により市区町村に事務処理をお願いしたいとのことでした。

なお、本件への対応については、市長会の附属協議会において検討していくこととなりました。

2件目は、総務局から「多摩の魅力発信イベント（（仮）多摩フェスティバル）の概要（案）」について説明がありました。

より多くの人に多摩地域の魅力を認識していただき、訪問してもらう契機とするため、今年11月に豊洲市場6街区でイベントを開催するとのことでした。

なお、各市町村に1ブースを確保するとのことでした。

次に、議案審議事項として、追加議案を含む4件の審議が行われました。

まず、追加議案第1号として、「東京都市長会副会長等役員の選任について」が審議され、この結果、本年5月1日からの市長会の新役員は、会長が立川市長、副会長が小平市長、町田市長、東村山市長、福生市長、監事が私、多摩市長と武蔵村山市長となりました。

続いて議案第1号の「部会の編成替え及び部会長等の選任について」は、市長会の5つの部会の編成替え及び各部部长・副部会長の選任について承認されました。私は政策調査特別部会、総務・文教部会及び厚生部会に所属することになりました。

議案第2号の「各種審議会委員等の推せんについて」は、全国市長会委員、同会関東支部委員、市長会役員改選に伴う東京都市区長会役員等の委員の推薦について承認されました。

なお、私は、全国市長会評議員、全国市長会監事、東京都市区長会理事、公益財団法人東京市町村自治調査会監事、東京都後期高齢者医療広域連合協議会委員に推薦されることになりました。

議案第3号の「全国市長会要望事項(2020年度要望)の提出」については、東京都市区長会として提出する138件の要望事項について説明があり、その後審議・決定されました。

そのほか、報告事項等として、「会長専決処分」、「各種団体からの要請」、「平成31(2019)年度市町村共同事業助成金審査会の審査報告等」、「平成30年度市町村共同

事業の実績報告」、「平成30年度調査研究報告書」について報告され、了承されました。

続きまして、5月27日に開催された令和元年度第2回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が3件あり、主な連絡事項2件について報告いたします。

1件目は、生活文化局から「Tokyo Tokyo FESTIVALの展開」について説明がありました。

東京都では、2020年に向けて、多彩な文化プログラムを通じて、芸術文化都市東京の魅力を伝える取組みを展開しており、今年度は、市区町村等が主体的に実施する文化事業のうち、地域の文化団体が参加する事業も新たに支援していくとのことでした。

2件目は、福祉保健局から「民生委員・児童委員一斉改選に向けて」について説明がありました。

今年12月に民生委員・児童委員の一斉改選が予定されているが、東京都では充足率が低迷していることから、その確保に向けた取組みを推進していくとのことでした。具体的には、年齢要件の緩和として再任できる年齢を73歳未満から75歳未満までに引き上げることや、民生委員・児童委員活動費の増額などを行っていくとのことでした。

次に、議案審議事項として、4件の審議が行われました。

議案第1号の「平成30年度東京都市長会事業報告」及び議案第2号の「平成30年度東京都市長会一般会計歳入歳出決算」については、主な会議開催、関係機関への要望関係、政策提言等の事業及び決算状況について報告があり、いずれも承認されました。

議案第3号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認されました。

議案第4号の「東京都市長会事務局長の人事等」については、事務局長の就退任について審議され、了承されました。

そのほか、報告事項等として、「会長専決処分」について報告され、了承されました。

以上が、市長会関係の報告です。

第2件目として、「元職員による慰謝料等請求訴訟の提起」について、ご報告を申し上げます。

本件訴訟は、原告である本市元職員が本市に対し、「不当な人事異動をさせられたこと」及び「休職後に人事課による逸脱した労務管理によりパワーハラスメント行為を受けたこと」により精神的苦痛を受けたとして、慰謝料等を求める訴訟を、平成31年2月18日に、東京地方裁判所に提起したものです。しかし、本件で行われた人事異動や労務管理は適切に行われたものであり、原告の請求には応じられないことから、本市は、相手方の主張を精査したうえ、今後の裁判において自らの正当性を主張して参ります。

以上、2件をご報告申し上げ、市長行政報告といたします。

(令和元年第2回多摩市議会定例会)